別添資料③-1

代理店業務品質評価運営の調査で確認された社会保険料負担の潜脱行為・保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例

〇当協会が実施する代理店業務品質調査において、社会保険料負担および保険募集の再委託に関し、以下のような取扱いが確認されています。

〇法令上の適否については個別具体的な判断となりますが、以下に懸念事例（社会保険料負担の潜脱行為の禁止に係る懸念事例については厚生労働省、保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例については金融庁とも内容をすり合わせております）の類型をお示しいたします。

〇以下、懸念事例を図示した補足資料につきましては、別添資料③-2 をご覧ください。

区分	類型	調査で把握した事例の概要
社会保険料負担の潜脱行為の禁止に係る懸念事例	① 歩合給を社会保険の算定対象外とする取扱い	・募集人に支払う報酬のうち、基本給のみを標準報酬の対象とし、契約件数等の実績に応じて支払う歩合給を対象外としている事例。
	② 事業主負担分の社会保険料相当額を募集人に負担させる取扱い	・本来事業主が負担すべき社会保険料相当額を、募集人に支払う報酬から控除している事例。
	③ 歩合給を賃金台帳に記載せず別途支払う取扱い	・賃金台帳には歩合給部分を記載せず、歩合給見合いの金額を別途支払うことで、当該金額を社会保険の対象外としている事例。
	④ 標準報酬月額の算定時期に歩合給等を意図的に減額する取扱い	・標準報酬月額の算定対象となる 4～6 月について、歩合給見合いの支払いを意図的に減額するなど、支給額・支給時期を調整している事例。
保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例	① 募集の対価を別法人に支払う取扱い	・他社の役職員等を形式的に「出向」「派遣」「雇用」等したうえで、当該役職員が取り扱った保険契約に係る手数料額等に応じて、出向元等の別法人に業務委託費・出向分担金等の名目で金銭を支払っている事例。
	② 出向元法人の事務所等を拠点として保険募集を行う取扱い	・他社から出向等により受け入れた募集人について、出向者のみを出向元法人の事務所等に常駐させて保険募集を行わせるなど、代理店による教育・管理・指導や指揮監督・命令の実態に懸念が認められる事例。